

■ 持続化給付金申請HPについて

持続化給付金の申請HPについて、下記のURLを公開しています。

URL → <https://jizokuka-kyufu.jp>

(中小法人等向け：P.3、個人事業者等向け：P.3)

■ 算定における協力金等の扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算出することができることを明記しました。

(中小法人等向け：P.6、個人事業者等向け：P.6)

■ e-Taxを通じて確定申告を行っている方の扱いについて

e-Taxによる確定申告を行っている方の提出資料に関する説明を追記しました。

(中小法人等向け：P.16、個人事業者等向け：P.17)

■ 事業承継特例について

個人の事業承継特例の場合の例示の記載の誤りを修正しました。

本特例は開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間の方が対象であり、2019年1月1日から2020年12月31日までの間に開業した方は新規開業特例を活用いただけます。

(個人事業者等向け：P.32)

■ NPO法人や公益法人等特例について

月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。

(中小法人等向け：P.37)

その他、わかりやすさの観点等から説明を追記する、例示を更新する等の修正を行っております。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい